

住民税非課税世帯への給付金

の手続きが始まります

受給手続きの
詳細は裏面へ

●対象となる世帯

令和6年12月13日時点で彦根市に住民登録があり、
世帯全員が、令和6年度「住民税非課税」の世帯。



右記の世帯は
対象外

- 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合(青色事業専従者や事業専従者を含む。)
- 租税条約により課税を免除されている方を含む世帯
- 令和6年1月2日以降に入国した方のみで構成される世帯

●給付額

1世帯あたり**3万円**を給付します。

同一世帯の18歳以下の**児童1人につき2万円**を加算

※別世帯だが扶養している児童がいる世帯、基準日(令和6年12月13日)以降に出生した新生児がいる世帯は、申請により加算対象になります。



●案内文書発送時期 対象と思われる世帯へ**2月25日(火)**以降順次発送します。

●申請期限 **令和7年5月30日(金)【16時45分必着】**

●問合せ先 彦根市コールセンター 臨時特別給付金担当

☎ **0120-139-105**

受付時間 ▶月～金(土・日・祝日を除く) 9:00～16:45



彦根市ホームページ
でもご覧になれます

Q & A

Q: 住民税均等割のみ課税世帯ですが、給付の対象になりますか。

A: 今回の給付事業は、世帯の全員が令和6年度住民税均等割を課されていない(非課税)世帯のみが対象です。

Q: 「世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている」世帯とは、どのような世帯ですか。

A: 例えば、親(課税者)に扶養されている学生の一人暮らしや、子ども(課税者)に扶養されている父母の世帯、単身赴任中の家族(課税者)に扶養されている世帯などです。非課税世帯であっても、全員が別世帯の親族の税法上の扶養になっている場合は、給付の対象になりません。

Q: DV(ドメスティックバイオレンス)被害のため避難中ですが、給付の対象になりますか。

A: 配偶者やその他親族からの暴力などの理由で住民票を異動せずに彦根市に避難している方も、申し出によりご自身が給付金を受給できる可能性があります。申請方法等は彦根市コールセンターへご確認ください。なお、過去に給付金を受給したことのある方も、避難や措置の状況が変化している可能性があるため、再度の申し出が必要です。

Q: 世帯分離をした場合、どうなりますか。

A: 世帯は、基準日(令和6年12月13日)において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

給付金の手続きと振込までの流れ

対象と思われる世帯の世帯主あてに、次のいずれかの案内書類を送付します。各ご案内をよくお読みいただき、必要に応じて申請手続きを行ってください。なお、ご自身が対象であると思われるがお手元に申請書類が届かなかった方は、彦根市コールセンター(☎0120-139-105)にご連絡ください。

A

「給付のお知らせ」 が届いた世帯

- 「給付のお知らせ」に印字されている口座情報の内容を必ず確認してください。



- 記載内容に誤りがない場合は申請不要です。

- ※以下の場合には手続きが必要です。
- 振込口座を変更したい場合
 - 改姓により名義変更の届出をした場合
 - 給付金の受取を希望しない場合
 - 受給要件に該当しない場合

手続き方法は「給付のお知らせ」をご確認ください。

- 指定の口座に給付金が振り込まれます。(3月7日予定)

※口座を変更する場合や、振込エラーの場合は、振込時期が上記よりも遅れます。



B

「給付要件確認書」 が届いた世帯

- 必要事項を記入し、添付書類とともに令和7年5月30日(金)【16時45分必着】までに返送してください。

- 指定の口座に給付金が振り込まれます。(3月14日以降、順次)

〔添付書類〕

- 申請者の本人確認書類の写し
(例)運転免許証、在留カード、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカードなど
- 受取り口座を確認できる書類の写し
(例)通帳(開いた1ページ目)、キャッシュカード、銀行口座のWebサイトやアプリの「口座情報照会」画面など



C

「給付金申請書」 が届いた世帯

- 住民税の課税状況や扶養状況など、世帯が受給要件を満たしているかを確認してください。

- 必要事項を記入し、添付書類とともに令和7年5月30日(金)【16時45分必着】までに返送してください。

- 審査完了後、指定の口座に給付金が振り込まれます。(3月14日以降、順次)

※公簿等の調査を要する場合は、振込までに日数がかかることがあります。

〔添付書類〕

- 申請者の本人確認書類の写し
(例)運転免許証、在留カード、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカードなど
- 受取り口座を確認できる書類の写し
(例)通帳(開いた1ページ目)、キャッシュカード、銀行口座のWebサイトやアプリの「口座情報照会」画面など
- 令和6年度住民税課税(非課税)証明書(未申告の方、令和6年1月2日以降に転入された方)

⚠️ 口座振込通知書の送付は廃止します。

今回の給付金の振込をお知らせするハガキの送付はいたしませんので、口座への振込確認は下記の振込日程を参考に、ご自身で通帳記帳等によりご確認ください。通帳には「ヒコネシキユウフキンシツ」と表記されます。

振込日程 3月7日(金) (A「給付のお知らせ」が届き、口座変更等がない場合)

3月14日(金)、3月21日(金)、3月28日(金)、4月3日(木)、4月17日(木)、

5月1日(木)、5月15日(木)、5月29日(木)、6月6日(金)、6月20日(金)、6月30日(月)

※振込時期の目安は、不備なく申請書類を受理した日から約1か月後となります。